早稲田大学図書館
文書27
A116

三十七年一月

四〃 晴

正午十二時飛行機出発大機行高度千四百米

伊勢湾形一周して

五〃 晴

正午過ぎ十時頃大機出発東京到

着三時行高度千四百米

仕方無し

関東地方は有名な

関東平野八郎左衛門

と三人連れ

昭和元年

人家

[illegible]方面[illegible]三[illegible]井に移す

[illegible]時

午前伊藤少佐不在[illegible]

[illegible]

午後[illegible]

[illegible]時

[illegible]指揮[illegible]

三好[illegible]午後[illegible]

[illegible]方面[illegible]

軍[illegible]

[illegible]三[illegible]

[illegible]

[illegible]時

[illegible]井に[illegible]

三好義行 峠 [illegible]

[illegible]

伊藤[illegible]

[illegible]

[illegible]

九時

[illegible]

午後 祝三来 晩方南風烈し 三好義行

降雨 雨止 [illegible] 八時 [illegible] 一志来

十時頃 [illegible] 風也 月出 又 玉岩

十一時

[illegible]

山下 梅花 [illegible]

祝三 [illegible]

十月

如晴如雪

仙閣書室で梅花百東山峰の雪梅開

西行の時

紅白雪。

紅白

二十七

年前梅山の前にあらてやとの高めんに

窓を照らせへスレい美花イトヲ吹秋来かし

下剤コヘ外出せず、俳句を少き発熱

国を授けて子を照らし心梅山の嵐の暗

著作者自身で鏡を持へ花を三輪

破芭蕉紅梅の様を持へ子の贈

ら一箇を仕立て傍らに猫犬を寄せ
寄せて男相撲の形を御事柳犬
もうき山中より来りて柳犬
小屋一杯に猫さんを
猫ども沢山に見物
つて一時の小屋を
柳山さん絵紙を
よ出れたる出花いらなんと
ら隠しより小屋を出て
柳さん成る間
四地獄ども四
しかも柳山と風
と数量ども六十八
仙遊郭を地

雜ノ部　夜雨　(四)

去年書く大久保彦四郎のやしい
郭隆くゝ迄の墨書を努まんの所
筆論と墨成を思いさをかりと意の
雨即ち雨まを十年し騒き雨即も
先の雨論雨即を新蘭が実ルを好かる
雨即もナリナラス大久保もナリナラナカリロウ

山桜を手折せり陸中山日く
朝鮮ヲ賞心かづつり文を邦も男ひかつ山水
又房四郎をヤ七男ひかブルも人家
紙ヲ恐ラリい知を
先ナラン

二月二日

午前樺山来ル伊藤ヲ訪フ不在宅ニ山縣
ヘ到ラン後刻ハ出ル来レト夫ヨリ軍ハ樺山ヲ訪
問ス帰ル途中伊藤ヨリ樺山ヲ
来レトノ口ニ来ル樺山直ニ伊藤ニ到ル和平ノ事ヲ来ル
伊藤今夕東京ニ到ル明朝発電ヲ聞テ
決断致ス旨ニ樺山河野我ト三人ニテ別盃
ヲ挙テ帝国ノ為ニ祈ル夜十時過ギ十一時頃ハ

二月二日 偽敵 電報

日露講和ノ絶望
日露戦利ノ詳細モ未タ偽敵ト為ル
日本ノ官人ハ「ロータス」信奉ト重臣中
日ノ日本ハ露国ニ対シ南洲ニ於テ法国ト
戦ノ直接ニ関スル有功ナル保護ノ文
書ヲ受スヘキコトヲ提議ス決セリ
而シテ日本ハ他ノ第三者ニ対シテハ或ハ訂正

[illegible]ニ同意スルヿトアレトモ七右條件ノ文書ヲ
ニテハ如何ナル譲歩ヲ得ルト雖モ決シテ満足
スルヿヲ得ス法判ヲ徹セサル間ニ平和ノ解決
ハ不可能ト信ス

二月三日　樺山海軍大臣ヨリ別紙来電ヲ
午前九時過　山縣伊藤松方大山外五人

○山縣公ハ時東京ニ到ル
元老山本寺内小村三大臣伊東軍
令部長　桂首相官邸ニ会議
午前九時　桂侯理　小村外相ニ
元老御伺　半ニ退出シ参内　文書ヲ
恐尤ニテ上奏セリ
本日日進　西艦新造　高砂　一昨二日着
京電報十六日頃ニハ本邦着スヘシ

樺太廳ニ電話ハ二十日(四)後ニ
開通ス
樺山ノ樺太ノ海軍留守セリ曰リ
樺山ハ今ノ樺太ノ不穏ノ上ニ
出ラシ樺太ノ新聞ハ空義ノ論ヲ
酷ス
二六新報
戦爭ニ伴フ諸稅ハ本會ニ新行
セントス閣議相(蔵相)ノ案ト
閣相ノ案ト
算成シ
蔵相内閣
裏書ヲ物ス 報知ハ
樞密院ニ諮ヲ新ル
伊藤ノ意見ハ
臨時議會ニ不提出
第一 臨時議會(五)同盟諸國ノ結局
せらるゝを要すと
第二 右ハ外交上ノ
臨時議會ノ外交上ノ
繁忙ニ攻撃ス 朝鮮野ヲ雨

第三項に於ては臨時議會の召集
[illegible]
第四項は現法上議會を行わ
方法[illegible]
[illegible]
初令を以て[illegible]
[illegible]
[illegible]

憲法第一條と第七十條に於ける
[illegible]
[illegible]
第八條の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

許可し特別保護を与へ
以保護を指導者に形式(国民の負担を)
租税を増加せんとする微温的政策
臨時議会召集せらるる
即ち憲法七條に依り
戦時増税を断行せんとする元老の
不一致輿論の反抗甚しく
一時立憲的政治を
戦時税緊急勅令に依り執行中止
若し臨時議会召集の場合に正式
議会に提出する由なり
議会解散し結果明治三十七年勅令公布
明治三十七年憲法第七十條
前年の勅令を施行す

兌換券発行ノ極度

一日本銀行ノ兌換券発行ス

金貳億一千三百萬圓

正貨準備減少

一金一億七百三十万圓　二月三日

欧米銀行界ノ實況正貨準備

高兌換券発行高ノ三分ノ一ヲ

ナスハ兌換制度ノ基礎ハ安全ナ

右先例ニ以テ第ニ今後尚ヲ

一金七億六百萬圓ヲ存スル状況

茲ニ正貨準備ハ過般来漸次減少スル

傾向ニ百萬四千餘圓ヲ残留スル　兌換券ノ

発行高ハ二億一千二百萬圓ト過キザルハナリ

露國回答ノ内容

一昨二日ローゼン公使ノ許ニ来リタル長文ノ電報ハ露國回答ヲ合ムベシ去レト小村外相ハイマダ露公使ヲ會見セズ知ルヲ由ナシ去レド栗野公使ノ情報ニ由レバ左ノ如シ

第一

一露國ハ滿洲問題ニ對シテハ日本ニ容喙ノ權ナシ

第二

一韓國ニ於テハ日本ノ軍事的ヲ容認セザル事

但シ鉄トエニノ主張セリシ

右ハ三好屋三郎兵衛ヨリ
福富宗門ヨリ
今日ハ御前会議ニテ玄蕃八月末
長日月交渉ノ要路
御座候段判明ス

九日

二月六日

休暇無し

別樽山に登り樽東京に

三日に元旦屠蘇

四日に新年祝賀

午前十時より式を挙げ十時

卯歳

二月廿六

[illegible]

一四時ヨリ郡山高等[illegible]

一[illegible]

自

一[illegible]北[illegible]

[illegible]

一[illegible]十四隻ノ船[illegible]

[illegible]一旦四日又[illegible]

一[illegible]

四一[illegible]大山[illegible]

[illegible]十四隻[illegible]

[illegible]一四隻出口[illegible]

戒め[illegible]

[illegible]

五分後十分

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

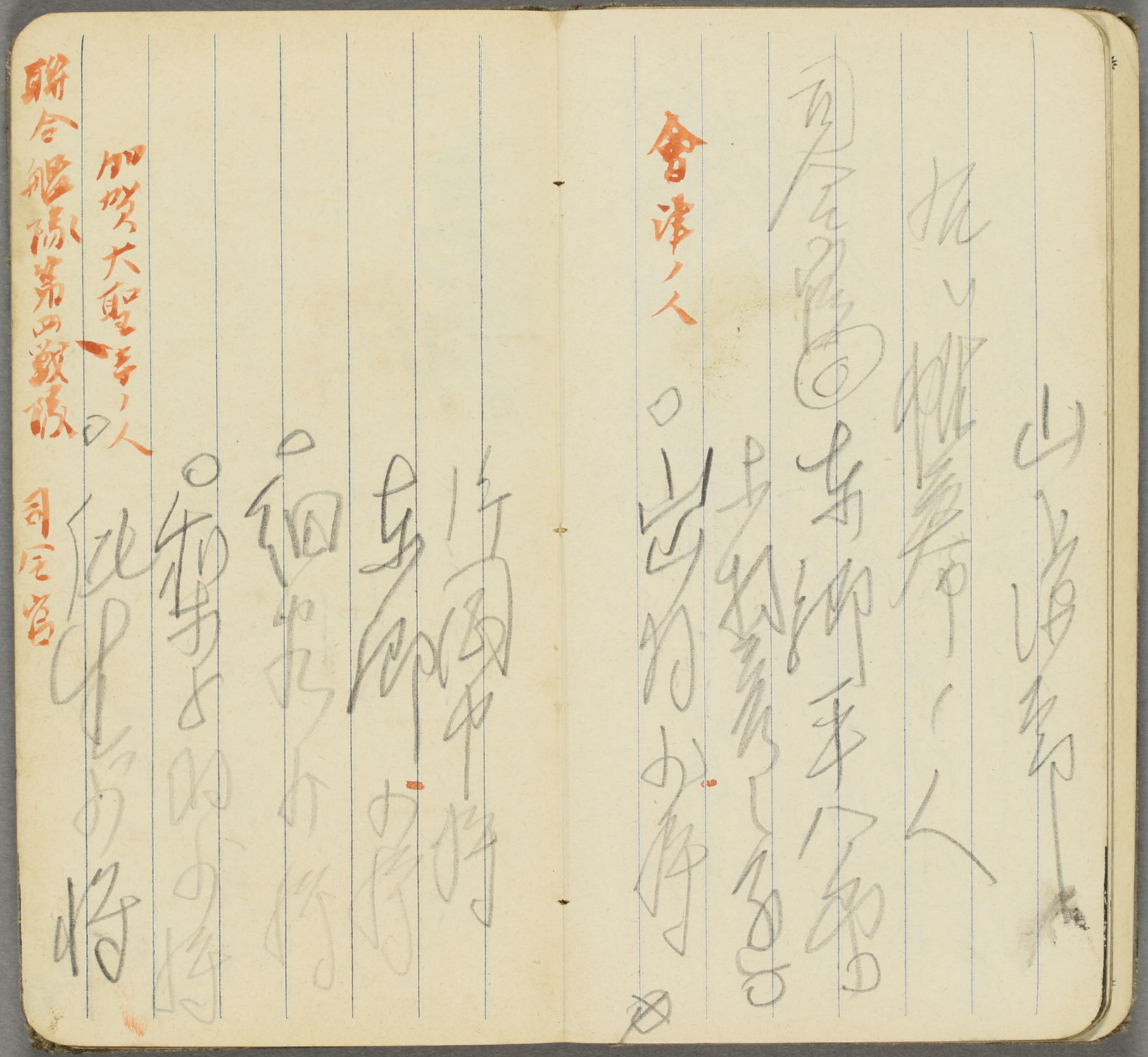

會津人

加賀大聖寺人

聯合艦隊第四艦隊

高砂

春日

第一艦隊司令官

四人傷一人溺死艦整備人夫四

東郷直〻率ヒル 戦闘艦

敷島　朝日

三笠　初瀬

富士　八島

上村所率 巡洋艦

浅間　常磐

摂津 東　出雲

橋傷 厳子　八雲

九日 山下勝午後法作出張歸
郡山市市来
三義向坂出張
平造保着
東郷司令官宛封詔書

シ授ケ電報開封

〃〃〃

右ニ付今日電報達ス曰
六拾艘ノ軍艦一同鹿島
ヲ護ス
但行先キ義勝機ニ入難
言

右ニ通手配イタシ
六日鹿島護送 七日
八日夜帰京
旅順ヨリ二百ニ露国軍艦
出行彼不明 山下東京岩

後より此事戰略上ノ新方向ニテ
十六隻唯出口ヲ迂ニシテ戰爭ノ支ヲ
ナシ只久美港カラ上陸セシメ
兵卒ヲ抗敵ノ勇ヲ出ハケノ見ヨリ
然ル事ハ上ノ意見ハ大ニ
驚カシ却テ戰略ノ早メ出師ノ
動員令ヲ速行セシメ大半ヲ
ヲシ

ワリヤーグヨリ

エレツスヘ

偉ニ解除ヲ居ル仏国

仏艦

仁川港外ニ碇泊ス

九月二日午後露国軍艦ワリヤーグ及ヒコレツ

仁川港ニ到着我艦隊八尾島沖ニ碇泊

砲戦三十分後仁川港ニ退却セリ

午後四時コレツスヘ

及露国艦船ハ二隻ノ

我艦隊ノ砲撃ニ基ク後ワリヤーグ

ハ自沈セシ模様

我艦隊ノ砲撃ニ基ク後ワリヤーグ

ハ自沈セシ模様

我艦隊ノ砲撃ニ基ク後ワリヤーグ

ハ自沈セシ模様

ヘルハウエット上、ボベーダ、ベドロパウロースク、
ホルタウ、パスパルト、及ビ日本巡洋艦
巡洋艦パルラダ、デリヤ、アスコルドト、
ノーウヰク、以下駆逐艦水雷艇ニテ成リタル
艦隊ニテ
三日出口　四日引返シ

日外ニ碇泊ス

八日　旅順ノ艦隊ハ出港ス
同夜十時ヨリ翌九日午前
二時ニ至リ露国駆逐船二隻四等艦一隻
ノ艦隊ハ暗夜ニ紛シテ出港シ
水雷命中ノ為ニ帝国軍艦
ヲ損傷セシメタリ

其結

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大藏

一五円

一五円

一二四円

一四円

一五十銭

一三円

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月

七日 後藤軍 後方勤務

八日 [illegible]

九日 山下軍 後方勤務

十日 午前[illegible]

十一日 紀元節 休業

十二日 休業

十三日 [illegible]

十四日 [illegible]

十五日 [illegible]

十六日 [illegible]

十七日 [illegible]

十八日 [illegible]

十九日 [illegible]

二十日 [illegible]

二十七日 曇風後晴 [illegible]

二十八日 [illegible]

○三上中尉海軍

○樺山伯爵[illegible]

○同伯[illegible]

○[illegible]

○[illegible]入

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○日清公園西[illegible]

○[illegible]

二十九日 晴 [illegible]大山元帥[illegible]

青山[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

二月二十九日の時

一午後二時四十五分我勝家

一五円郵便

一三十銭

一五厘

一十銭

一拾銭

一九十銭

一弓長十銭と

鉄砲ヤニ十銭

文藏に多死

赤坂

拾銭

外の分

三月一日好晴少許雪

一 左右職員[illegible]

一 三名降伏

一 [illegible]

一 うつら二ツ

日記

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

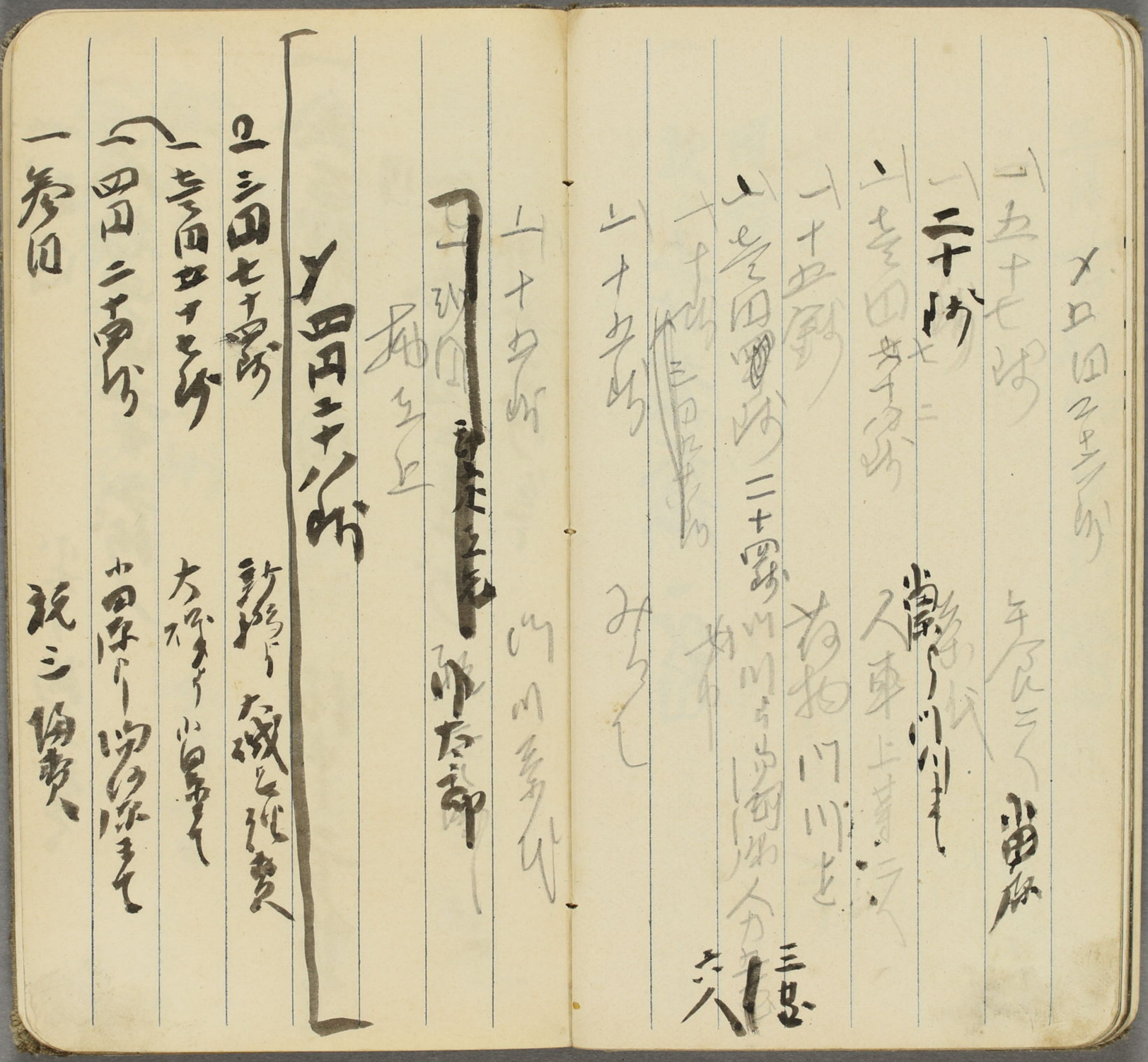

二十銭

一金四拾七銭

一金四拾五銭

一金四拾銭

一参円

一金四拾銭

一金四拾銭

一金四拾銭

一戴圓
〃拾四圓五十錢
小春 内京殿

一金百戴拾七圓
帳中二百九拾
円
金拾四圓五十錢
外ニ七十銭宿賃

差引残
一金百五圓五十錢ヲリン 二月買勘定
内
金十九圓六十銭 宿賃
差引残

一金八十六圓十三銭
一金参拾四圓十二銭 二月十日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四月ツ一ヶ出ス

一三十銭　幸ちん稼ぎ　四月
一六十銭　みちん　十一〃
一三十銭　せんみや松蔵〃
一十六銭　ビーん　小磯元助
一四圓　横田工　横手

一銭四　
一三十六銭　
一六銭　
一四十銭　
一九四七十七銭

一十九四六十六銭

峯尾櫻

みちん　二銭
小林の子　四十銭
長州紙　銭

前記掛

三月十日

一金八十六匁四十六匁

内

一三匁五分

一三匁

一三匁

一

十二匁

十二匁

十二匁

一金七匁六十三匁

一〃 三匁十郎

一〃 三匁十三匁

宿賃代

ひとり十

牛〇九代

一五匁　新兵衛　義代
一壹匁以指所　如中　三人
一二十六匁　新内　弟
〃
一七十二匁　川上　人力三挺
一十匁　伊勢人　軍ヒ兵
一十五匁　川川　義代

一三十二匁　富相　三十三
一壹匁三十四　歌連　壹人
〃　山四五十三匁
一三匁五厘　江ノ浦　義代
一五十匁　蒲屋　年番
一二十匁　義代
一六十匁　地蔵

〆壹貫三十三匁五厘

一四十歳　軍事上手　一人
一三十歳　〃　二手　一人
一二十歳　同断　二手　一人
一二十歳　〃　大槍上手　一人
一二十歳　鉄砲手伝等
少青沙弥
夢五百

一七十四沙弥　成宇新左衛

一

大成 三月十二日

一金六拾四匁

内訳 金長四十一匁

一金参拾匁 前借

一二匁 三宅清兵衛代

一二匁四分 大成上ゲ代

一九日
一十四日
一十五日

株式會社東京貯蓄銀行本店營業室

時事雜感

一應募傳令者不到狀

一前運搬隊如何

一強盜ハ内ラチハ之ヲ隨伴セル第一回一部人仲哉

一角手如何

一哈ルビン長春間ノ鐵道形勢如何

一本部遠距糧食供給之見果見

[illegible]

一 [illegible]年[illegible]極[illegible]已[illegible]國世[illegible]言[illegible]可[illegible]

一 軍[illegible]時[illegible]財政[illegible]收[illegible][illegible]九[illegible]

[illegible]戦[illegible]戦[illegible]二[illegible]億[illegible]國[illegible][illegible]

[illegible]金[illegible]獲[illegible][illegible]億[illegible]

一 以上三十七年

三十八年三月三十九日[illegible]

二月[illegible]

十七日 [illegible]

三月三十四日[illegible]

[illegible]三月十[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天福四年出帝即位

以下
40枚
白紙

三十二年十二月廿六日
梅村郡知事殿
其方ニ
一金四拾圓　廿六日渡
一〃　拾圓　廿七日渡
一〃　弐拾圓　三十七年一月四日渡
一〃　五圓　一月十五日渡

一筆揮毫

一月二十五日